

カトリック仁川教会 合同櫃管理ならびに使用規程

第1条（目的）

この規程は、「カトリック仁川教会の憩堂管理ならびに使用規程」（以下憩堂使用規程という）に基づいて、憩堂内の中央に設置した合同櫃の使用について必要な事項を定める。

第2条（使用目的）

- （1）合同櫃は、焼骨又はこれに準ずるものの収蔵に使用する。ただし、収蔵できる焼骨等量は2寸壺分とし、所定の納骨袋に収めることとする。
- （2）合同櫃は、憩堂使用規程第17条（永代管理および祈念）において教会管理となった焼骨の収蔵に使用する。
- （3）仁川教会信徒およびその家族で合同櫃の使用を希望し、主任司祭の承認を得た者は、焼骨等を収蔵することができる。収蔵後の改葬や出骨はできない。

第3条（使用申込）

合同櫃の使用を希望する者は、合同櫃使用申込書（様式C1号）ならびに住民票を添えて教会事務所経由で主任司祭に提出して、その承認を受けなければならない。

第4条（憩堂献金）

- （1）第3条により合同櫃の使用承認を受けた者は、憩堂献金を納付するものとする。
- （2）納付された憩堂献金は事情の如何に拘わらず、返戻しない。

第5条（銘板の刻銘）

- （1）合同櫃の使用者は、使用申込時に合同櫃銘板刻銘申込書（様式C3号）により教会指定の銘板に被収蔵者（収蔵予定者を含む）の氏名の刻銘を申し込む。ただし、生前の申込者氏名を朱書きで刻銘した場合、焼骨等収蔵時に朱書き銘板は廃棄し、再度、黒字で銘板を作成することとなる。
- （2）銘板素材の費用は教会負担とし、刻銘に要する費用は申込者の実費負担とする。刻銘手続きは教会事務所が代行する。
- （3）憩堂使用規程第17条（永代管理および祈念）により、教会管理となった遺骨等で合同櫃に収蔵する場合、銘板は作成しない。

第6条（遺骨の収蔵）

- （1）合同櫃への遺骨の収蔵は、焼骨等収蔵届（様式C2号）および火葬許可証（火

葬済み押印分)を添えて事務所に申し入れ、主任司祭の承認を得て行う。遺骨収蔵の日程は、主任司祭と収蔵依頼者との協議のうえ調整し、司祭および関係者が出席して行う。ただし、11月の当小教区合同墓参の日には行わない。

(2) 遺骨収蔵に係る教会指定業者の人件費等の費用は依頼者の負担とする。

第7条 (届け出の義務)

合同櫃の使用者が住所・居所を変更した場合は、速やかに新しい住所・居所を教会事務所に届け出なければならない。

第8条 (永代管理および祈念)

合同櫃に収蔵された焼骨等は、祭祀すべき遺族親族が不在となった場合も教会の責任に於いて管理し、救霊・安息のため祈念する。

第9条 (維持費用)

憩堂の維持費用は、原則として使用者から徴収しない。但し、憩堂内に関して生じる修理や整備などのため、使用者に献金を募ることがある。

第10条 (記録、資料の保管)

合同櫃に収蔵された者の記録ならびに資料は、教会事務所で保管する。

第11条 (改正)

この規程の改正は、評議会で審議し、出席評議員の3分の2以上の賛成を得たうえで、主任司祭の承認をもって決定する。

制定 2022年8月

提出書類	様式C1号	合同櫃使用申込書
	様式C2号	合同櫃焼骨等収蔵届
	様式C3号	合同櫃銘板刻銘申込書